

兵庫県公報

令和6年11月29日 金曜日 第571号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 令和6年度農用地土壌汚染調査測定の結果（農業改良課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更（治山課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 平成31年兵庫県告示第370号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5

公 告

○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	9
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	10
○ 入札公告（丹波県民局）	11

教育委員会公告

○ 入札公告	14
--------	----

警察本部公告

○ 落札者等の公示	17
-----------	----

正 誤

○ 平成29年3月31日付け兵庫県公報第2887号中	17
○ 令和元年5月31日付け兵庫県公報第10号中	17
○ 同 上	18
○ 同 上	18
○ 同 上	18
○ 同 上	19
○ 同 上	19
○ 令和2年6月30日付け兵庫県公報第118号中	19
○ 同 上	20

告 示

兵庫県告示第1038号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第12条の規定により、令和6年度農用地土壌汚染調査測定の結果を次のとおり公表する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

## 兵庫県告示第1041号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町海上字口西山1478・1478の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡新温泉町久斗山字宮ノ向1968、1969、字下ノ谷1980、1983、1993の1から1993の8まで、1993の14から1993の20まで

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ向1969・字下ノ谷1993の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第1042号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜

地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区町名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
中 里 町	神 戸 市	北 区	中里町一丁目		8番56の一部、8番174の一部、8番220から8番223まで、8番225から8番228まで、8番276、8番277、8番303から8番315まで、8番318から8番322まで、8番323の一部、8番387の一部、8番390
			山田町下谷上	中一里山	8番22の一部、8番24の一部、8番27、8番50、8番51の一部、8番52の一部、8番62の一部、8番63から8番65まで、8番66の一部

~~~~~

#### 兵庫県告示第1043号

令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

北ノ町Ⅰ（113000078）の項中別図46を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第1044号

平成31年兵庫県告示第370号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

餅耕地(2)Ⅰ（123020056）の項中別図10を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

#### 兵庫県告示第1045号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第619号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                | 指定を解除する区域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 西山Ⅰ<br>(235000028) | 神崎郡市川町下牛尾（別図31のとおり） | 土石流                 | 別図31のとおり                      |

~~~~~

兵庫県告示第1046号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第360号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
市夜ヶ谷川Ⅱ (223020101)	養父市藪崎（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり

~~~~~

### 兵庫県告示第1047号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第166号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                  | 指定を解除する区域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 石生南町Ⅰ<br>(124020144) | 丹波市氷上町石生（別図123のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図123のとおり                     |

## 公 告

### 農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年11月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番             | 地 目 | 面積（平方メートル） |
|--------------------|-----|------------|
| 兵庫県加東市稲尾字中須165番 1  | 田   | 300        |
| 兵庫県加東市稲尾字中須165番 2  | 田   | 618        |
| 兵庫県加東市稲尾字中須165番 3  | 田   | 249        |
| 兵庫県加東市稲尾字中須165番 4  | 田   | 459        |
| 兵庫県加東市稲尾字赤ハゲ249番11 | 田   | 305        |

## 2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

## 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

## 4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 農地を利用する権利の始期   | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|----------------|------|--------------|
| 令和 7 年 4 月 1 日 | 5 年  | 88,665円      |

## 5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

## (1) 提出期限

令和 6 年12月13日

## (2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
兵庫県農林水産部総合農政課

## (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和 6 年11月29日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 改正しようとする区域の案

市島 I（124060052）の頁中別図 52 を次の図面のとおり改める。

（図面は省略し、下記 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間